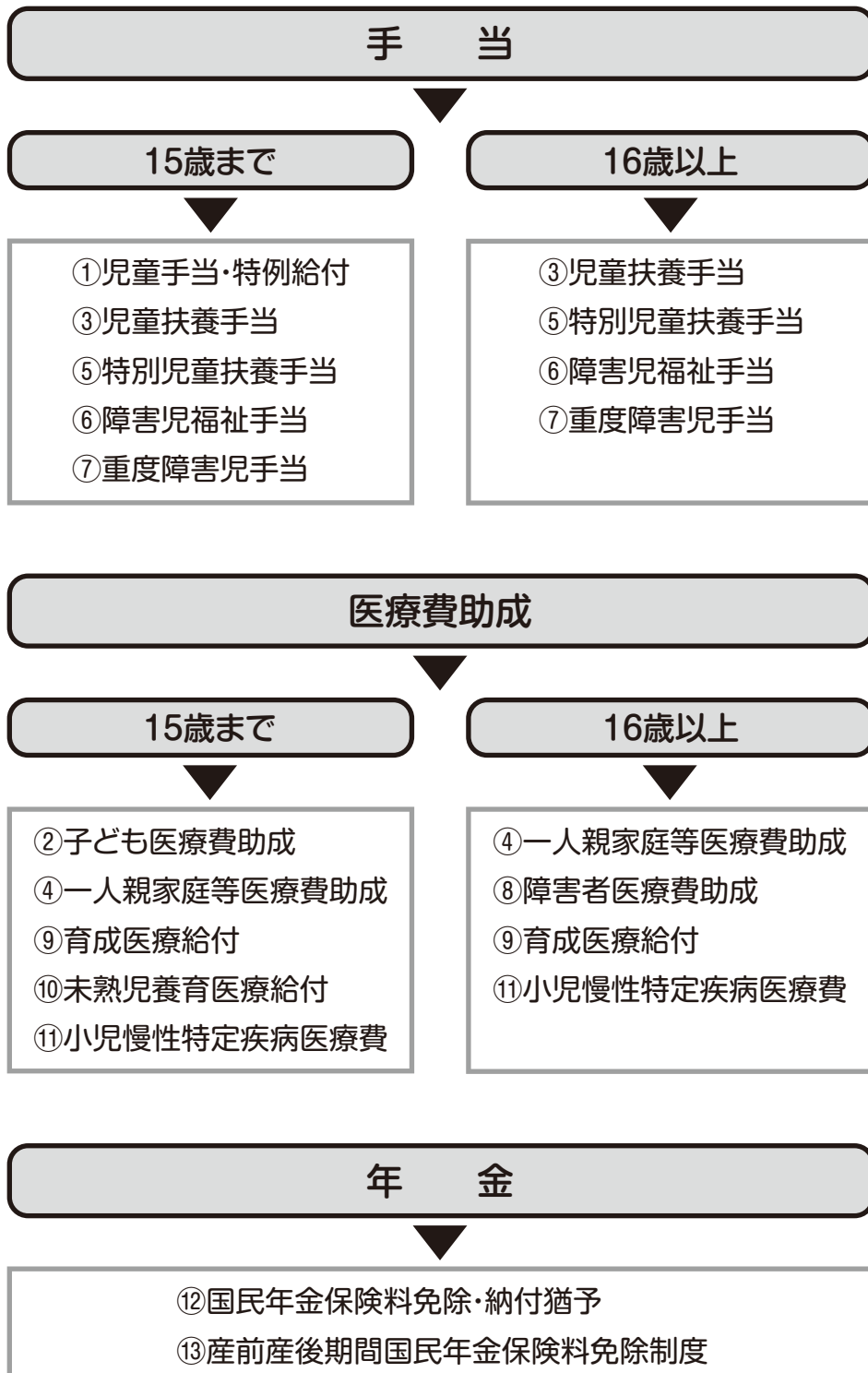


2

お金について 手当・医療費助成・年金



※配偶者が亡くなった時の年金の手続きについてはP.9の各年金の項目を参照ください。



手当・医療費助成

問合せ先

① 児童手当・特例給付 **所得制限有**

四日市市に住所を有し、15歳到達後最初の3月31日まで(中学校修了まで)の子どもを養育している人を対象に支給します。

所得や子どもの人数、及び年齢により手当の支給額が異なります。

② 子ども医療費助成

0歳から15歳到達後最初の3月31日まで(中学校修了まで)が対象。

子どもにかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分を補助します。

③ 児童扶養手当 **ひとり親限定 所得制限有**

父母が離婚したときや、父または母が亡くなったり、重度の障害者であったり、また何らかの理由で父または母と生活をともにしていない子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を扶養している母または父や、父母に代わってその子どもを養育している人に支給されます。

④ 一人親家庭等医療費助成 **ひとり親限定 所得制限有**

子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を扶養している母子家庭の母親または父子家庭の父親と対象の子どもが、医療保険による治療を受けた場合、支払った医療費の自己負担分が助成されます。

⑤ 特別児童扶養手当 **所得制限有**

20歳未満で身体障害者手帳1級から4級の一部、療育手帳AまたはB1等(目安であり、同程度の手帳を所持していなくても受給できる場合もあります)に該当する障害がある子どもを養育している父か母または養育者に支給されます。

⑥ 障害児福祉手当 **所得制限有**

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活においていつも介護を必要とする20歳未満の人に支給されます。

※20歳以上の人の手当についてはお問い合わせください。

⑦ 重度障害児手当

身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を持っている申請時に20歳未満の人に支給されます。

※20歳以上の人の手当についてはお問い合わせください。

①～⑤ ⑨～⑪

こども保健福祉課 給付係

☎ 059-354-8083

FAX 059-354-8061

⑥～⑧

障害福祉課 手当・医療費係

☎ 059-354-8163

FAX 059-354-3016

各手当の振込月(予定)

児童手当⇒6・10・2月

児童扶養手当⇒奇数月

特別児童扶養手当⇒4・8・11月

障害児福祉手当⇒2・5・8・11月

重度障害児手当⇒2・5・8・11月

※各支給額はP.25を参考ください。



問合せ先

⑧障害者医療費助成 **所得制限有**

身体障害者手帳1～4級(4級の人は通院分のみ、一部負担金あり)、知能指数70以下(療育手帳A・B)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級(2級の人は通院分のみ)を持ち、受給資格証の交付を受けている人に医療費の自己負担額を助成します。ただし、交付には所得制限があります。

⑨育成医療給付 **所得制限有**

身体上の障害(身体障害者福祉法第4条の規定による程度)を有する、又は治療を行わないと将来重度の障害を残すと認められる18歳未満の子どもであって、指定育成医療機関の医師が治療効果が期待でき、給付対象であると認めた場合にその医療費(保険診療分)を給付します。一部自己負担があります。

⑩未熟児養育医療給付 **所得制限有**

満1歳未満の乳児であって、出生時体重が2,000g以下であるか、または生活力が特に弱い未熟児の為、一般状態等に異常を示すもののうち、指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた場合、その医療費(保険診療分)・食事療養費を給付します。一部自己負担があります。

⑪小児慢性特定疾病医療費

疾病ごとの認定基準を満たす子ども(18歳未満)に対しその治療のための医療費(保険診療分)・食事療養費を給付します。一部自己負担があります。

年金

⑫国民年金保険料免除・納付猶予

保険料の納付が困難な時は、申請書を出して承認されると、原則として7月～翌年6月までの保険料が全額免除もしくは一部免除または納付が猶予される制度があります。

⑬産前産後期間国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産された場合、届出をすれば産前産後の保険料が一定期間免除され、免除された期間は保険料を納めたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。※出産予定日の6か月前からお手続きできます。

①～⑤ ⑨～⑪
こども保健福祉課 給付係

☎ 059-354-8083
FAX 059-354-8061

⑥～⑧
障害福祉課 手当・医療費係

☎ 059-354-8163
FAX 059-354-3016

各手当の振込月(予定)

- 児童手当⇒6・10・2月
 - 児童扶養手当⇒奇数月
 - 特別児童扶養手当⇒4・8・11月
 - 障害児福祉手当⇒2・5・8・11月
 - 重度障害児手当⇒2・5・8・11月
- ※各支給額はP.25を参考ください。

保険年金課 年金係
☎ 059-340-0221